実地指導結果 サービス種別:訪問介護

令和4年6月30日現在(「事業所所在地」「事業所名」は実地指導日現在)

申請者名	事業所所在地	事業所名	実地指導日	文書による指摘の内容	指摘に 対する 是正状況	備考
社会福祉法 人ふるさと 自然村	南国市	ヘルパーステー ションひだまり	R2.1.15	なし		
有限会社ワ ンカラ	宿毛市	ヒロ・ケアサポー ト	H30.10.31	1 管理者が常勤でないことが認められた。 2 利用者の家族の個人情報を用いる場合に、利用者の家族から 文書による同意を得ていない事例が認められた。	改善済	
社会福祉法 人南海福祉 会	四万十市	訪問介護事業所四 万十の郷	R2.1.23	1 運営規程に実態と相違する事項(営業日)が認められた。 2 勤務表に、職務の内容が明確に記載されていないことが認め られた。	改善済	
医療法人香 美会	香南市	ヘルパーステー ションかがみ	R1.12.24	なし		
社会福祉法 人土佐町社 会福祉協議 会		土佐町指定訪問介 護事業所	R1.12.19	 サービス提供責任者が配置されていない期間があることが認められた。 勤務表について、次の(1)及び(2)が認められた。 (1)勤務表を作成していない期間がある。 (2)闡務の内容、常勤・非常勤の別、管理者との兼務関係、サービス提供責任者である旨が明確でない。 3 利用者に対する指定訪問介護の提供により事故が発生した場合に、市町村に連絡を行っていない事例が認められた。 	改善済	
社会福祉法 人中土佐町 社会福祉協 議会	高岡郡中 土佐町	中土佐町訪問介護 事業所	R2.1.8	1 勤務表に、管理者との兼務関係を明確に記載していないこと が認められた。	改善済	
社会福祉法 人しまんと 町社会福祉 協議会	高岡郡四 万十町	社会福祉法人しま んと町社会福祉協 議会指定訪問介護 事業所窪川	R1.12.17	1 勤務表に日々の勤務時間を明確に記載していないことが認められた。	改善済	